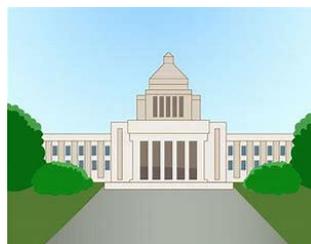


## 普通車仮免許取得（仮免許）が17歳6ヶ月 閣議決定

政府は、3月5日、車の普通免許取得（仮免許）の年齢要件を現行の18歳から17歳6カ月に引き下げる道路交通法改正案を閣議決定されました。

今後国会に提出して改正案が成立すれば、交付から2年以内に施行されます。



1～3月の早生まれの高校3年生が進学や就職までに普通免許を取得できるようにするためです。まだ閣議決定されたところで、施行は2年以内ということですので、この春に高校入学する方からになるのでしょうか… 普通免許取得は、18歳からというのは変わりません。

当研修センターは、運転免許センターの4階にあります。1階は、免許関係ですが、2・3月は、新しく免許を取得する学生で賑わっています！

現行では、高校3年生の学生は誕生日が来て、仮免許を取得し、路上教習を経て自動車学校を卒業し、本試験を受けて免許取得。早生まれの学生には、特に就職の場合厳しい日程ですよ。自動車学校も混雑する時期なので予約が取りにくい…



半年早くなると、仮免許が誕生日を待たずに取得できるので、早生まれの学生も余裕ができますね。



2月・3月は、初心者ドライバーが増える時期です。

初心者ドライバーは、自動車学校で習ったことを忘れずに安全運転をしてください。初心者マークを付けて安全運転をしてください！

ベテランドライバーは、初心者マークを付けた車を見かけたら、自分が免許を取ったばかりのことを思い出して、余裕を持った行動をしてください。



初心者もベテランも交通ルールを守ることはもちろんのこと、おもいやりとマナーのある運転をしてください。